

表彰関係取扱規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タクシー法」という。）で定める指定地域内において、永年にわたりタクシー業務の適正化、利用者の利便増進及び安全輸送に多大な貢献をしたと認められる者を表彰し、もってタクシーサービスの改善に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この規程で「基準日」とは、当該表彰年の3月31日をいう。

3 この規程で「表彰適格者」とは、表彰資格に適合し受賞者として認められた者をいう。

（優良運転者表彰の区分）

第4条 優良運転者表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般表彰
- (2) 10年表彰
- (3) 20年表彰
- (4) 30年表彰
- (5) 特別表彰

（表彰対象運転者の資格）

第5条 表彰の対象となる運転者は、法人タクシー運転者又は個人タクシー事業者であって、次の各号に該当する者とする。

(1) 基準日以前において、次の表彰区分を指定地域内の運転者として継続して勤務していること

- 一般表彰にあつては、過去5年
- 10年表彰にあつては、過去10年
- 20年表彰にあつては、過去20年
- 30年表彰にあつては、過去30年
- 特別表彰にあつては、過去40年

(2) 法人タクシー運転者にあつては、基準日以前において次の期間を所属事業者の運転者として継続して勤務していること

- 一般表彰にあつては、過去5年
- 10年表彰にあつては、過去7年
- 20年表彰にあつては、過去15年
- 30年表彰にあつては、過去20年
- 特別表彰にあつては、過去25年

- (3) 第1号の期間において、タクシー法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づく命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」に定める評価対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に定める事案の累積点数が2点以下であること
 - (4) 基準日以前において、次の期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと
 - 一般表彰にあつては、過去3年
 - 10年表彰にあつては、過去3年
 - 20年表彰にあつては、過去5年
 - 30年表彰にあつては、過去7年
 - 特別表彰にあつては、過去10年
 - (5) 接客態度が良好で他の模範となる者であること
 - (6) 前条の表彰区分において、10年表彰にあつては一般表彰を受賞、20年表彰にあつては10年表彰を受賞、30年表彰にあつては20年表彰を受賞、特別表彰にあつては30年表彰を受賞していること
- 2 前項第1号の運転者として継続して勤務している期間において、個人タクシー事業者の場合は、10年表彰は3年、20年表彰は5年、30年表彰は10年、特別表彰は15年を限度として、法人タクシー運転者として継続して勤務した期間を加算することができる。
- 3 第1項第1号の運転者として継続して勤務している期間の算出については、業務上の負傷・疾病により乗務できなかった期間を通算することができる。
- 4 第1項第4号の交通事故については、自己の責に帰すべき事由により、自動車の運行によって他人の身体、生命、財産を害した事故とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、個人タクシー事業者にあつては、基準日以前においてタクシー法第34条の規定に基づくタクシー業務適正化事業の実施に係る負担金の全部又は一部が未納の者については表彰対象外とする。

(表彰対象運転者の推薦)

第6条 表彰の対象となる運転者は、法人タクシー運転者にあつては事業者、個人タクシー事業者にあつては所属団体の長がセンターに推薦する。

- 2 推薦に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、各表彰区分に係る継続勤務期間を所属事業者のみで満たしている場合にあつては在籍証明書を、一般表彰の推薦にあつては功績調書及び履歴書を省略することができる。
- (1) 推薦書
 - (2) 功績調書
 - (3) 履歴書
 - (4) その他選考に必要な書類

ア 在籍証明書

事業者の在籍の事実を証する書類

ただし、当該事業者が現に存在しない場合又は在籍の事実を証する書類を徴することが不可能な場合は、これに代わる証拠資料

イ 個人タクシー事業許可を証する書類

個人タクシー事業の許可書の写し

ただし、許可書の写しを添付することが不可能な場合は、これに代わる証拠資料

ウ 無事故無違反証明書

所轄自動車安全運転センターの発行する無事故無違反であることを証する書類

(5) 表彰候補者名簿

- 3 第1項の推薦期限は、毎年5月末日までとする。
- 4 推薦された表彰対象運転者の改姓、改名又は職名及び勤務先などの異動があった場合は、その旨を速やかにセンターに報告するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、表彰の対象となる運転者が団体に所属していない個人タクシー事業者にあつては自薦することができる。この場合において、第2項ないし第4項中「推薦」とあるのは「自薦」と読み替えるものとする。

(特例措置)

第7条 次の各号に該当する運転者にあつては特例措置を行う。

- (1) 「小さな親切」運動本部にセンターが推薦し、「小さな親切」実行章を受賞した者（料金立替を除く）
 - (2) モニター通報制度（タクシー業務適正化のための通報制度）の通報対象となった接客態度優良等の行為のあった者
 - (3) 交通事故、急病人等に対する人命救助等に協力した者
- 2 前項の特例措置の適用対象とするものは、第5条第1項第2号及び第4号の期間を次の表によるものとする。

区分	第5条第1項第2号 (所属事業者の勤務年数)	第5条第1項第4号 (交通事故及び道路交通法違反がない期間)
一般表彰	3年	2年
10年表彰	5年	2年
20年表彰	10年	3年
30年表彰	15年	5年
特別表彰	20年	8年

- 3 過去に「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」に基づき、相殺の適用を受けた事案については適用しない。
- 4 特例措置の適用対象とする事案は、基準日以前の過去1年以内のものとする。
- 5 特例措置を受ける運転者に必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 「小さな親切」実行章を受賞した者の場合には、実行章の写し
 - (2) モニター通報制度の通報対象となった接客態度優良等の行為のあった者の場合には、通報書の写し
 - (3) 交通事故、急病人等に対する人命救助等に協力した者の場合には、官公署からの賞状や感謝状の写し

(表彰)

第15条 表彰は、毎年1回会長が行い、賞状及び記念品を贈る。ただし、優良運転者一般表彰については、賞状のみとする。

(表彰受賞者に対する恩典)

第16条 表彰受賞者に対する恩典は、次のとおりとする。

- (1) 優良運転者表彰を受賞した者は、優良運転者である旨を証する優良運転者章の交付を受け表示することができる。
- (2) 優良運転者表彰を受賞した者は、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」に基づき、表彰の区分に応じて評価対象事案の相殺の適用を受けることができる。ただし、一般表彰の受賞者については適用しないものとする。

表彰関係事務取扱細則（抜粋）

第1 推薦及び通知

1 表彰対象者の推薦

規程第6条の表彰対象運転者の推薦に用いる書面の様式は、次のとおりとする。

- ア 推薦（自薦）書は、様式第1号
- イ 功績調書は、様式第2号
- ウ 履歴書は、様式第3号
- エ 表彰候補者名簿は、様式第4号

第2 表彰等

1 表彰の時期

表彰の時期は、原則として次のとおりとする。

- (1) 優良運転者表彰は、11月

3 重複表彰の禁止

優良運転者表彰においては、同一区分の表彰は重複して行わない。ただし、第3第3項により優良運転者章を返納した者が、新たに表彰対象運転者の資格を備えた場合は、この限りでない。

4 事業の譲受、法人の合併及び分割に関する取扱

(1) 運転者の在籍年数

事業の譲受け又は法人の合併若しくは分割があった場合の所属事業者における運転者の在籍年数は、勤続しているものとみなして取扱うこととする。